

求職票記入要領

地方運輸局、神戸運輸管理部又は沖縄総合事務局に提出する求職票の各記入項目については、以下の記入方法等に従い記入すること。

I 求職申込年月日等

記入項目	記入方法等
①求職申込年月日	・求職の申し込みを行った年月日を記入すること。
②紹介期限	・求人者が紹介を受けることを希望する期限を記入すること。なお、求人者が希望する期限までに紹介を受けることができなかつたときは、その申込みは紹介期限を経過した翌日から無効となる。 ・特に希望がないときは申し込んだ日の翌月末の年月日を記入すること。

II 申込み時の確認事項

記入項目	記入方法等
①情報公開区分	・求職情報について、個人情報 を非公開とする場合は「窓口限定公開」、全部の情報を非公開とする場合は「全部非公開」の「□」にチェックマークを入れること。

III 求職情報

1 求職者情報

記入項目	記入方法等
①性別	・求職者の性別について、該当する性別の「□」にチェックマークを入れること。
②年齢	・求職者の満年齢を記入すること。
③雇用保険受給	・雇用保険の基本手当を現に受給している者は「している」の、受給していない者は「していない」の「□」にチェックマークを入れること。
④海上実歴	・求職者が船員として勤務した経験を有する場合、その全経験年数の通算を記入すること。
⑤その他資格等	・求職者が下記V（海技免許・小型船舶操縦免許の取得及び各種証明書の受有の有無）に掲げる資格等以外に資格等を取得している場合、その全てを記入すること。

2 希望条件

記入項目	記入方法等
①職種	・求職者が希望する職種を別表の区分に基づき記入すること。
②船種	・求職者が乗船を希望する船舶（以下「乗船希望船舶」という。）の種類を別表の区分に基づき記入すること。
③航行区域又は従業制限及び従業区域	・求職者が希望する航行区域、従業制限を別表の区分に基づき記入すること。
④希望月額手取賃金	・求職者が希望する手取賃金の額を記入すること。
⑤備考	・求職に関する事項で特に希望する条件等があるときは、当該所要事項を記入すること。

IV 履歴書（※）

記入項目	記入方法等
①氏名	・求職者の本名を記入し、フリガナをカタカナで記入すること。 ・ペンネーム、略称等を用いてはならないこと。
②生年月日	・求職者の生年月日を記入すること。
③国籍	・日本国籍を有しない者の場合のみ、求職者の属する国籍を記入すること。

④電話番号	・連絡先となる固定電話があるときは、その番号を記入すること。
⑤携帯番号	・連絡先となる携帯電話を有しているときは、その番号を記入すること。
⑥メールアドレス	・連絡先となるメールアドレスを有しているときは、そのアドレスを記入すること。
⑦学歴	・求職者の最終学歴を記入すること。
⑧船員手帳	・有効な船員手帳を有している場合は「有」の、有していない場合は「無」の「□」にチェックマークを入れること。
⑨船員手帳番号	・船員手帳を有しているときは、船員手帳番号を記入すること。
⑩現職又は前職	・求職者が最近まで勤務していた船主又は会社における状況及び退職理由を具体的に記入すること。前職が陸上勤務であったときは、その会社の部課名又は工場名及び職種名を具体的に記入すること。
⑪履歴	・過去の海上履歴を記入すること。ただし、海上勤務の経験は有しないが、陸上勤務の経験を有する者の場合は、その履歴を記入すること。

※履歴書について記入しきれない場合は、別紙に記入すること。

V 海技免許・小型船舶操縦免許の取得及び各種証明書の受有の有無

記入項目	記入方法等
①氏名	・求職者の氏名を記入すること。
②海技免許・小型船舶操縦免許、限定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受有している全ての海技免許及び小型船舶操縦免許について、該当する免許の種類等の「□」にチェックマークを入れること。 ・また、受有している海技免許又は小型船舶操縦免許に限定が付されている場合は、該当する免許への限定の「□」にチェックマークを入れること。 ・なお、免許等の免状又は免許証が失効している場合は、その旨を「備考」欄に記入すること。
②証明書	・受有している全ての証明書について、「□」にチェックマークを入れること。
③備考	・海技免許・小型船舶操縦免許の取得及び各種証明書の受有に関して、海技免状が有効期間切れであるなど、補足等すべきことが記入すること。

求人者への通知が必要な事項のシステムへの入力方法

船員職業安定法第20条に基づき求人者への通知が必要な事項について、船員職業安定業務管理システムの希望条件の「備考」欄に、下表に従い、求職者が取得又は受有するすべての海技免許・小型船舶操縦免許及び証明書について略称で入力すること。なお、複数ある場合は「、」で列記(例：三級航、一小型、漁ろう)すること。

また、取得・受有している免許等が何もない場合は「免許等なし」と入力すること。

1. 海技免許及び小型船舶操縦免許

注：受有する免許に限定が付されている場合は、下表に従いカッコ書きで当該限定の内容を記載すること。

海技免許及び小型船舶操縦免許	略称	限定ありの場合	限定の内容	略称
一級海技士(航海)	一級航	限定ありの場合	履歴限定	(履歴)
二級海技士(航海)	二級航		船橋当直限定	(当直)
三級海技士(航海)	三級航		ECDIS(※)限定	(EC)
四級海技士(航海)	四級航		※電子海図情報表示装置を有しない船舶についての限定 例：三級海技士(航海)の履歴限定免許の場合 ⇒ 三級航(履歴)	
五級海技士(航海)	五級航		履歴限定	(履歴)
六級海技士(航海)	六級航		機関当直限定	(当直)
一級海技士(機関)	一級機	限定ありの場合	内燃機関限定	(内燃)
二級海技士(機関)	二級機		例：三級海技士(機関)の機関当直限定免許の場合 ⇒ 三級機(当直)	
三級海技士(機関)	三級機			
四級海技士(機関)	四級機			
五級海技士(機関)	五級機			
六級海技士(機関)	六級機			
一級海技士(通信)	一級通	限定ありの場合		
二級海技士(通信)	二級通			
三級海技士(通信)	三級通			
一級海技士(電子通信)	一級電			
二級海技士(電子通信)	二級電			
三級海技士(電子通信)	三級電			
四級海技士(電子通信)	四級電			
一級小型船舶操縦士	一小型			
二級小型船舶操縦士	二小型			
特殊小型船舶操縦士	特小型			
特定操縦免許	特操縦			
				湖川小出力限定
			履歴限定	(履歴)

2. 各種証明書

証明書	略称
漁ろう操船講習修了証明書	漁ろう
(基本訓練)生存講習修了証明書	生存
(基本訓練)消火講習修了証明書	消火
甲板部航海当直部員の証印(又は適任証書)	甲当直
機関部航海当直部員の証印(又は適任証書)	機当直
甲種甲板部・機関部航海当直部員の証印(又は適任証書)	甲当直
乙種甲板部・機関部航海当直部員の証印(又は適任証書)	乙当直
甲種危険物取扱責任者(石油)の証印(又は適任証書)	甲危石
甲種危険物取扱責任者(液体化学製品)の証印(又は適任証書)	甲危化
甲種危険物取扱責任者(液体ガス)の証印(又は適任証書)	甲危ガ
乙種危険物取扱責任者(石油)の証印(又は適任証書)	乙危石
乙種危険物取扱責任者(液体化学製品)の証印(又は適任証書)	乙危化
乙種危険物取扱責任者(液体ガス)の証印(又は適任証書)	乙危ガ
甲種特定海域運航責任者の証印(又は適任証書)	甲特海
乙種特定海域運航責任者の証印(又は適任証書)	乙特海
救命艇手適任証書	救命艇手
限定救命艇手適任証書	限救命艇手
衛生管理者適任証書	衛管
船舶料理士資格証明書	料理士

1. 船種 (用途)

(1) 貨物船	(2) コンテナ船	(3) セメント船
(4) RORO船	(5) 自動車運搬船	(6) 冷凍運搬船
(7) 活魚運搬船	(8) タンカー	(9) 給油船
(10) 廃油船	(11) 油回収船	(12) アスファルト船
(13) LPG船	(14) 液化ガスばら積船	(15) ケミカル船
(16) 特殊タンク船	(17) 押船	(18) 曳船
(19) 曳船/押船	(20) ハーバータグ	(21) 土砂運搬船
(22) 砂利運搬船	(23) 石材運搬船	(24) 鉱石運搬船
(25) 起重機船	(26) 産業廃棄物運搬船	(27) ガット船
(28) 作業船	(29) リクレーマー船	(30) 台船
(31) 揚錨船	(32) 浚渫船	(33) ミキサ船
(34) 警戒船	(35) 清掃船	(36) 防災船
(37) 旅客船	(38) フェリー	(39) 交通船
(40) はしけ	(41) その他の商船	(42) 巡視船/警備艇
(43) 調査観測船	(44) 測量船	(45) 底引網
(46) かつお	(47) まぐろ	(48) 延縄
(49) 敷網	(50) まき網	(51) いかつり漁船
(52) 刺網	(53) 商船 (練習船/実習船)	(54) 漁船 (練習船/実習船)
(55) 漁業調査船	(56) 漁業取締船	(55) その他の漁船

2. 航行区域又は従業制限及び従業区域

(1) 遠洋	(2) 近海	(3) 沿海	(4) 平水
(1) 一種・甲	(2) 一種・乙	(3) 一種・丙	
(1) 二種・甲	(2) 二種・乙	(3) 二種・丙	
(1) 三種・甲	(2) 三種・乙	(3) 三種・丙	

3. 選考方法

- (1) 書類選考
- (2) 電話選考
- (3) 求人者が地方運輸局で面接
- (4) 求人者の事務所で面接
- (5) 書類選考の後求人者が地方運輸局で面接
- (6) 書類選考の後求人者の事務所で面接
- (7) 書類選考の後電話選考

4. 職種

- | | | | | |
|----------|------------------------|----------|----------|----------|
| (1) 船長 | (2) 一航 | (3) 二航 | (4) 三航 | (5) 甲板長 |
| (6) 甲板手 | (7) 甲板員 | | | |
| (8) 機関長 | (9) 一機 | (10) 二機 | (11) 三機 | (12) 操機長 |
| (13) 操機手 | (14) 機関員 | | | |
| (15) 通信長 | (16) 二通 | (17) 三通 | (18) 員外通 | |
| (19) 運航士 | (20) 船舶技士 | | | |
| (21) 司厨長 | (22) 司厨手 | (23) 司厨員 | | |
| (24) 漁労長 | (25) 副漁労長 | | | |
| (26) 事務長 | (27) 事務員 | | | |
| (28) 船医 | (29) その他（具体的職名を記入すること） | | | |